

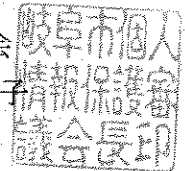
答 申 第 2 4 9 号

平成31年2月27日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池 田 紀 子



### 保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年2月20日付け岐阜市福介第1328号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 保有個人情報の提供について

##### (1) 事案の概要

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）に基づき介護保険法（平成9年法律第123号）等が改正され、平成24年4月から介護保険法に規定する介護サービス事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関する事務が、岐阜県（以下「県」という。）から岐阜市に権限移譲された。それに伴い、岐阜市は、県が保有していた介護保険指定事業者等管理システム（以下「システム」という。）を引き継ぎ、事業所の指定等に係る個人情報を含む情報（以下「対象情報」という。）をシステムに登録し、県に対象情報を提供している。

実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（条例第10条第1項）が、他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて正当な理由のあると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（同条第2項第6号）。当該規定に基づき保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するときは、実施機関は、審議会の意見を聴かなければならない（同条第3項）ことから、県への保有個人情報の提供に関し諮問する。

##### (2) 提供する対象情報

事業所に関する次に掲げる者に係る括弧内の情報

- ・申請者（氏名）
- ・主たる事務所（所在地、電話番号、FAX番号）
- ・代表者（氏名、住所、生年月日\*、電話番号\*、FAX番号\*）
- ・管理者（氏名、住所\*、生年月日\*）
- ・サービス提供責任者（氏名\*、住所\*）
- ・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの管理代行者（氏名）
- ・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の住居管理者（氏名、住所\*）
- ・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の住居計画作成担当者（氏名\*、住所\*）
- ・介護支援専門員（登録番号\*、氏名\*）
- ・役員（氏名、住所\*、生年月日\*、電話番号\*、FAX番号\*）

\* 条例に規定する個人情報に該当するもの

## 2 意見

適当なものと認める。